

様式第 1 号（第 4 条関係）

審議会等設置状況

（令和 8 年 8 月 1 8 日現在）

審議会等の名称	伊万里市地域包括支援センター運営協議会
設置の根拠	伊万里市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
設置の目的	伊万里市地域包括支援センターの適切な運営、構成・中立性の確保等を図るため。
設置年月日	平成 1 7 年 1 2 月 1 日
委 員 数	1 0 人
委員の任期	3 年（令和 6 年 7 月 1 9 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日）
委 員 名 簿	※別紙（様式第 1 号の 2）
所 管 課	健康福祉部 地域包括支援センター 包括支援係 （電話番号 0 9 5 5 - 2 3 - 2 1 2 2）

様式第1号の2（第4条関係）

委 員 名 簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏 名		所 属
氏 名		所 属
	岡村 優治	伊万里有田薬剤師会
	川久保 恵津子	公益社団法人 伊万里市シルバー人材センター
○	下平 富雄	社会福祉法人 伊万里敬愛会
	高添 千鶴子	伊万里市老人クラブ連合会
	福島 厚	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会
	福田 浩司	伊万里・有田地区歯科医師会
	松永 久美子	ふれあいサロン向山和の会
	松本 朋子	社会医療法人謙仁会 山元記念病院
◎	水上 忠弘	一般社団法人 伊万里・有田地区医師会
	吉富 達夫	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園

伊万里市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚令36）第140条の6第2項ロの規定により、伊万里市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、伊万里市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員の確保に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか地域包括ケアに関する事

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉に関し学識又は経験を有する者
- (2) 介護保険の被保険者（1号及び2号）を代表する者
- (3) サービスの事業者を代表する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員及び会長の任期は3年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長が任期途中で交代したときは、後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 協議会の会議及び会議録（以下「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして協議会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初に委嘱される委員は伊万里市老人保健福祉計画等策定委員会委員が兼務する。

3 第5条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初に委嘱される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

4 第6条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の協議会の招集は市長が行う。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。